



Title	日韓会談における対日請求権の具体的討議の分析
Author(s)	吉澤, 文寿
Citation	一橋論叢, 120(2): 288-303
Issue Date	1998-08-01
Type	Departmental Bulletin Paper
Text Version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10086/11966
Right	

日韓会談における対日請求権の具体的討議の分析

—第五次会談及び第六次会談を中心として—

吉 澤 文 寿

はじめに

本稿は一九五一年一〇月から一九六五年六月までに七次にわたって断続的に行われた日本と韓国との国交正常化交渉(いわゆる日韓会談)における財産請求権(以下請求権とする)をめぐる交渉を分析するものである。⁽¹⁾ 周知のように、この問題は一九六五年六月に日韓間で締結された協定によって、日本政府が対韓経済協力を行うことを条件に、韓国政府が対日請求権を放棄することで外交的な解決が図られた。そのような政治的妥結の前段階として、一九六〇年一〇月から一九六二年三月までに行われた対日請求権の具体的討議を分析することで、韓国側の主張の内容及びそれに対する日本側の対応の内容を

解明し、請求権交渉全体におけるその歴史的意味を考察することが本稿の課題である。

議論に入る前に、本稿の内容に関わる主な先行研究について整理しておきたい。まず、佐々木隆爾は今日における日韓条約の見直しという観点から、請求権交渉を整理しつつ、交渉過程を通じて日本の植民地支配の責任が不問に付された点を論証した。⁽²⁾ さらに、高崎宗司は一連の研究において、個人請求権の処理など現在の戦後補償問題の論点を中心に請求権交渉を検討しつつ、請求権問題の経済協力による解決という日韓条約の最大の問題点を明らかにした。⁽³⁾ また、李元徳は韓国側の対日請求権に対する日本側の対応が大蔵省の判断に基づいていたことを指摘した。⁽⁴⁾ 対日請求権の具体的討議に関する研究は着

実に蓄積されつつあるものの、これらはいずれも対日請求権の具体的討議を経済協力による解決の前段階として、交渉全体におけるその意味については消極的な評価のみを与えている。本稿ではこの点を克服するために、対日請求権の具体的討議に続いて行われた名目及び金額の折衝（一九六二年三月—二月）、そして日韓間における請求権及び経済協力協定の締結（一九六五年六月）という一連の交渉の経緯との関連で、対日請求権の具体的討議の歴史的意義を考察するものである。

なお、朝鮮半島南半部の呼称について、大韓民国成立以前は「南朝鮮」、成立以後は「韓国」とする。

一 準賠償要求的な対日請求権の確立

その具体的討議の背景

日韓会談において、請求権問題を日韓間の「特別取極の主題とする」と定めたのは、一九五一年九月に日本と連合国の間で締結された対日平和条約第四条a項である。しかし、対日平和条約の問題に入る前に、この条項の成立にかかわる歴史的経緯として、アメリカによる在朝鮮日本人財産の処理過程及び韓国の署名国資格要求に対す

る連合国の対応について述べておきたい。

一九四五年九月、日本が連合国に対する降伏文書に調印したことによってその朝鮮支配が終了すると、それに伴う在朝鮮日本人財産の処理はその後進駐した米ソ両軍に委ねられた。南朝鮮においては、九月九日に発足した米軍政庁が発した法令第二号（九月二五日公布）及び第三三号（二月六日公布）を通じて、日本人財産は公有、私有を問わず、すべて同政庁の所有とされた。そして、一九四八年八月に大韓民国が成立した後、同年九月に米韓間で締結された「米韓間財産及び財政に関する最初協定」第五条の規定により、それらはアメリカ政府から韓国政府に委譲された（この財産を「帰属財産」と呼ぶ。以下同じ）。

ところで、アメリカによるこの一連の措置の背景に、同国の対日賠償方針があった。一九四五年一月二七日に発表されたポールレー（Edwin E. Pauley）の対日賠償中間報告は日本の機械設備を日本から撤去し、その賠償対象国への移転を打ち出した。これに対して、南朝鮮の米軍政庁は朝鮮所在の機械設備も日本の賠償として撤去されるのかと日本のGHQに直ちに問い合わせたところ、

八日にポーレーは「朝鮮から設備を撤去することはありえず、逆に従来朝鮮を搾取するために用いられてきた日本の設備を朝鮮に移転すべし」と大統領に勧告するつもりである⁽⁵⁾との声明を公表した。

このように、当初のアメリカの対日賠償政策の方針において、朝鮮は在朝鮮日本人財産を無条件に接收し、さらに日本からの賠償を受け取る立場にあった。しかしながら、米ソ対立が深まり、アメリカが日本の経済復興を優先し、その妨げとなる対日賠償取り立てに消極的になると、朝鮮の立場にも変化が生じた。すなわち、第二次大戦中の朝鮮は日本の一部であったという論理で、連合国は朝鮮の日本に対する賠償要求権を否定したのである⁽⁶⁾。

その変化が具体的に表出したのが、韓国の対日平和条約への署名をめぐる問題に他ならなかった。韓国政府は建国当初より、重慶の大韓民国臨時政府が対日宣戦布告をし、臨時政府下に組織された光復軍が主に中国大陸で対日戦を展開していたことを根拠に、アメリカを初めとする連合国に対日平和条約の署名国資格を要求していた。その目的は韓国政府が署名国として、フィリピンやインドネシアなどと同様に正式に対日賠償を要求しようとする

るところにあった。しかし、一九五一年七月一日、ダレス米國務省顧問は梁裕燦駐米大使に、韓国の署名国資格の否定を伝達した。ただし、同時にダレスは「その代わり、アメリカは韓国の利益を講和条約に適切に反映する」と述べた⁽⁷⁾。この結果、同年八月に発表された対日平和条約最終案に、第四条b項が新設された。すなわち、同条約第四条a項では日本及び朝鮮双方の請求権が明記されているものの、第四条b項では「日本国は第二条及び第三条に掲げる地域のいずれかにある合衆国軍政府により、又はその指令に従って行われた日本国及びその国民の財産の処理の効力を承認する」と規定された。そして、第四条b項の条文解釈が日韓間の請求権交渉の重大な論点となった。

一九五二年二月から一九五三年一〇月まで断続的に開かれた第一次〜第三次日韓会談の請求権委員会において、韓国側が対日平和条約第四条b項を根拠に、在朝鮮日本人財産を交渉の対象外としつつ、対日請求権を主張したのに対して、日本側は国際法上占領軍が私有財産を没収できないと述べて、韓国の帰属財産のうち、日本人私有財産に当たる部分に対して対韓請求権を主張したのであ

った。⁽⁸⁾ このような日本側の主張の真意は、韓国の帰属財産取得によって対日請求権を充足させることで、日韓間の請求権問題をすべて解決しようとするところにあつた。⁽⁹⁾

しかしながら、この日本側の主張は日韓会談の調停を目的としたアメリカ政府が示した対日平和条約第四条の解釈（一九五二年四月二十九日付）において、明確に否定された。その一方で、同解釈は「もっとも、日本国が平和条約第四条（b）において効力を承認したこれらの資産の処理は、合衆国の見解によれば、平和条約第四条（a）に定められている取極を考慮するに当たって関連があるものである」と述べている。つまりその「関連」の範囲の決定は引き続き交渉当事国に委ねられたのである。

こうして、初期の請求権交渉は対韓請求権を主張する日本側とそれを否定する韓国側が決定的に対立し、一九五三年一〇月に日本側首席代表の久保田貫一郎が日本の朝鮮支配を美化する発言をしたことで（いわゆる「久保田発言」）、日韓会談自体が四年半に及ぶ休会期に入った。その後、一九五七年になって、日韓間で会談再開のための交渉を進めた結果、同年一二月三一日に会談再開の前

提条件として日韓共同コミュニケが発表された。コミュニケは請求権問題に関する部分について、アメリカの対日平和条約の解釈をもとにして、日本側は対韓請求権を撤回し、韓国側の対日請求権のみを請求権交渉の議題とすると取り決めた。⁽¹¹⁾

このように、韓国政府の対日賠償要求は対日平和条約の作成過程で否定され、同条約には日韓間における請求権問題の存在のみが明記された。そして、韓国側の対日請求権の準賠償要求的な性格は対日平和条約ではなく、アメリカを含めた日韓間の請求権交渉という外交の場において確立したのである。ただし、それにもかかわらず、後述するように、日韓共同コミュニケによる合意内容は在朝鮮日本人財産との「関連」問題など、後に対日請求権が具体的に討議されるうえで、日本側にその利益を主張できる余地もまた残したのである。

二 第五次会談における討議

↳ 対日請求権の全体的性格について

対日請求権の具体的討議は日韓会談で設置された請求権小委員会において、一九六〇年一〇月から翌年五月

(第五次会談時)及び一九六一年一〇月から翌年三月まで(第六次会談時)に、計二四回の正式会合をもって行われた。本論では、討議の内容を対日請求権そのものに関わるものと、韓国側が提出した対日請求八項目(以下「八項目」)の個別的内容に関わるものに分けて検討することにする。前者は主として第五次会談で討議され、後者は第五次会談の後半(一九六一年三月一五日以後)及び第六次会談で討議された。この章ではまず、前者の討議を取り上げることにする。尚、交渉主体は日本側が池田政権であり、韓国側が第五次会談では張勉を國務総理とする民主党政権であり、第六次会談では朴正熙を頂点とする軍事政権であった。しかし、対日請求権の具体的な討議におけるそれぞれの側の基本的立場に変化はなかったといえる。

ところで、本章の議論に関わる部分があるので、第五次会談の一般請求権委員会第二回会合(一九六〇年一月一八日)において、韓国側が具体的な請求項目として提示した「韓日間財産及び請求権協定要綱」(いわゆる「対日請求八項目」)の内容をあらかじめ以下に示しておく。

- (一) 朝鮮銀行を通じて搬出された地金六七、五四一、七七一・二g(第五次会談時提示)及び地銀二四九、六三三、一九八・六一g(第五次会談時提示)の返還請求
- (二) 一九四五年八月九日現在の日本政府の対朝鮮総督府債権の返済請求
- (三) 一九四五年八月九日以後韓国から振替又は送金された金品の返還請求
- (四) 一九四五年八月九日現在韓国に本社本店又は主たる事務所がある法人の在日財産の返還請求
- (五) 韓国法人又は韓国自然人の日本国又は日本国民に対する日本国債、公債、日本銀行券、被徴用韓国人の未収金、補償金及び其他請求権の返済請求
- (六) 韓国人(自然人、法人)の日本政府又は日本人に対する個別的権利行使に関する項目
- (七) 前記諸財産又は請求権より発生した諸果実の返還請求
- (八) 前記の返還及び決済の開始及び終了時期に関する

る項目⁽¹²⁾

この請求項目は第一次会談（一九五二年二月）に提示されたものを修正、再度提出されたものであった。修正されたのは第一項であり、当初そこに含まれていた「古書籍、美術品、骨董品、其他国宝地図原版」は第四次会談（一九五八年四月一日～一九六〇年四月一九日）より文化財小委員会で討議することになった。また、第二項は主に郵便貯金などの通信局関係に限定され、第六項は当初「八項目」になかったものである⁽¹³⁾。そして、第七項及び第八項は実際には討議されることはなかった。

さて、対日請求権の全体的性格に関わる第一の論点は韓国政府の帰属財産取得が対日請求権をどの程度満たすのかという、いわゆる「関連」問題であった。日本側はアメリカ国務省覚書の基本精神は「相殺」にあるとしたうえで、韓国側の提出した「八項目」のうち一部は韓国政府が帰属財産を取得したことで満たされていると主張した⁽¹⁴⁾。先に述べた一九五七年の予備交渉において、日韓共同コミュニケの合意内容に帰属財産の処理と対日請求権は別個の問題であるという条文を挿入すべきだという

韓国側の主張に対して、日本側がかたくなに拒んだのもこの「相殺」方針を堅持していたためであった⁽¹⁵⁾。

この日本側の論理は当初の日韓会談において主張された対韓請求権の論理そのものであった。すなわち、日本側は対日請求権の具体的討議の段階においても、在外日本財産の処理をもって賠償に代えるという、いわば日本の賠償外交の基本線を守ろうとしたのである。

しかし、韓国側はこのような日本側の主張に反して、「八項目」の相殺はあり得ないと主張した。韓国側は「韓国が日本に請求しなければならぬ財産は八個項目以外にも莫大なものだが、平和条約第四条に依って、日本は韓国内の旧日本財産を抛棄しなければならぬという点を十分に考慮して最初から重要なもののみを八個項目として選んで提出したのだ」と主張した⁽¹⁶⁾。

この韓国側の主張の背景には、韓国国内における対日賠償調査活動の経緯があると思われる。一九四九年三月及び九月に、韓国政府は解放後の対日賠償調査活動の成果として、『対日賠償要求調査書』（以下『調査書』全二巻を作成した。その内容は「第一部」として現物返還要求（地金、地銀、美術品及び骨董品、船舶、地図原版）、

「第二部」として確定債権(日系通貨、日系有価証券、上海弗貨、保険金・恩給・その他未収金、通信関係特別計定)、「第三部」として日中戦争及び太平洋戦争に起因する人的物的被害、「第四部」として日本政府の低利収奪による損害(具体的には戦時における強制供出による損害)となっていた。しかし、先に述べたように、韓国政府が対日平和条約の署名国となれなかったために、『調書』の項目から戦争賠償に当たる第三部の大部分及び第四部のすべてを除外して、「八項目」を対日請求権の要綱としたのであった。⁽¹⁷⁾

結局、この問題は一九六一年三月九日に日本と韓国でアメリカの対日平和条約第四条b項の解釈が公表された後も、計八回開かれた請求権小委員会において文書の交換というかたちで論戦が繰り広げられたものの、両者の主張に際立った変化は見られなかった。

第二の論点は米軍政庁による日本人財産の処分、具体的には米軍政法令第三三号の解釈をめぐる問題である。一九四五年一月六日に公布された同法令第三三号は、同年八月九日以降南朝鮮にある日本人財産を米軍政庁の管理下におくことを定めた同法令第二号の発令をうけて、

それらをすべて米軍政庁が取得し、所有することをうたったものである。討議の焦点は米軍政庁が取得した財産の日付を一九四五年八月九日におくのか、それとも同年一月六日におくのかにあった。

「八項目」のうち三項目(第二、三、四項)にわたって、この問題にかかわる請求権を主張した韓国側は在朝鮮日本人財産の現状維持及び海外移動の禁止を定めた太平洋アメリカ陸軍総司令部布告第一号及び第三号(どちらも一九四五年九月七日布告)なども論拠にしつつ、八月九日現在の在朝鮮日本人財産が米軍政庁の取得の対象となると主張した。例えば、同日以降、朝鮮を引き揚げる日本人が朝鮮内の銀行から引き出した預金額もその対象となるというものであった。⁽¹⁸⁾ この韓国側の主張は同財産処理に関係した諸法令の関連性を重視し、「朝鮮から設備を撤去することはありえ」ないとしたアメリカの初期対日賠償方針を厳密に援用したものであるといえよう。

一方、日本側は法令第三三号の解釈について、「軍令第三三号の公布時である一九四五年一月六日に(米)軍政府の管轄権の及ぶ地域に存在した財産が米軍政府に所属変更された」(カッコ内は吉澤、以下同じ)のであ

り、「八月九日」という日付は「同法令の対象となる財産の『日本性』を決定する基準」であると主張した。さらに、日本側は日本人による預金引出について述べて、それは個人の権利であり、「もし預金引出に関して（総督府の）行政的責任があれば、アメリカが既に（預金引出の停止を）要請しただろう」と主張した。⁽¹⁹⁾

この問題は「八項目」の個別的討議において、あるいは文書の交換によって、第五次会談を通じて激しく討議された。しかし、第六次会談では、韓国側が新たにこの「日付」問題に論及しなかったため、具体的な討議は展開されなかった。その理由は詳らかではないが、会談の展開から推測して、日韓国交正常化の早期実現を目指した韓国の軍事政権が「八項目」の討議の終結を急いだために、この問題を敢えて回避したためではないかと考えられる。

第三の論点は、郵便貯金や未払い賃金など、個人的な請求権に対する支払い方法をめぐって現れた。例えば、一九六一年四月二八日の第一二回会合において、第五項の請求権について、次のような討議が展開された。

日本側：この項目は私的な請求が大部分だと思し、

従来このような請求は国交が正常化できなかったために解決を見るのができなかったもので、将来国交が回復され、正常化されれば、日本の一般法律によって個別的に解決する方法もあると考えるが、この点はどのように考えるか。

韓国側：解決方法としてはいろいろあり得るが、我々

は国が代わりに解決しようということであり、またここに提示された請求は国交回復に先行して解決されなければならないと考える。

日本側：請求内容にもよるが従来日本が諸外国との関係解決においてもとより財産に対しては個別的に解決したことが多い。勿論それは政府間の交渉を契機とするがこのような方法によって私権の道を切り開く方法もある。

韓国側：我々としては国交回復に先行して解決したい。⁽²⁰⁾

この討議で明らかのように、日本側は個人の請求権については国交正常化後、日本の法律に従って個別的に解

決するという方法を提示した。ただし、先行研究において、山田昭次らが既に指摘しているように、この提案は日本側が個人の請求権の立証義務を韓国側に押し付けるという証拠主義によって、その金額を出来る限り低く見積もろうとしたものであった。⁽²¹⁾しかしながら、日韓会談の経緯に照らしてみると、日本側が個人の請求権を認めたこと自体は、先に述べた日本の賠償政策の基本線からの明らかな逸脱であり、むしろ韓国側の請求権問題に対する強硬な姿勢がこのような日本側の「変化」を招来したと評価できる。

一方韓国側はこの問題について、国交正常化に先行して国家間で解決するという主張を繰り返した。韓国側は日本側の証拠主義的な姿勢を見越しつつ、同時に請求権の名目で日本から供与される資金によって、韓国の経済開発を進めるうえでも政治的解決が有利と判断したのである。

これらの問題のほかに韓国政府の管轄権と対日請求権との関連問題、ドルだての請求権を円に換算する際の換率の問題などが討議された。⁽²²⁾以上の検討により、アメリカの初期対日賠償方針を厳密に援用しつつ、帰属財産の

取得と切り離して請求権を主張した韓国側と、証拠主義を前提に個人の請求権を認めつつも、法律論によって対日請求権全体の枠組を狭めようとした日本側という構図が明確となった。この構図は「八項目」の個別的討議において同様であった。

三 第六次会談における討議

〔対日請求八項目の個別的討議の内容について〕

先に提示した韓国側の「八項目」請求に対して、日本側はあくまで事務的に厳密に対処した。その真意が韓国側の請求権を極力低く見積もることにあつたことは先に述べたとおりである。対日請求権の具体的討議に臨む日本側の姿勢は、①韓国人個人がもつ請求権(第二項及び第五項)についてはその正当性を認めたいうえで、請求の根拠となる資料を厳密に検討し、資料で確認できない部分の請求は認めない、②それ以外の請求権(第一、三、四、六項)については請求そのものを認めないというものであった。そして、日本側がそのような態度に出る政治的布石となつたのが、対日請求権を法的根拠のあるものに限ることで合意が成立した一九六一年一月一二日

の池田・朴正熙日韓首脳会談であった。

では、まず韓国人個人の請求権についての討議を検討する。第二項の通信局関係の請求は更に①郵便貯金、振替貯金、為替貯金など②国債及び貯蓄債権など③簡易生命保険及び郵便年金関係④海外為替貯金及び債権⑤太平洋アメリカ陸軍司令部布告第三号によって凍結された韓国受取金という細目に分けられたが、要するに戦前に朝鮮人個人がもっていた朝鮮総督府あるいは日本政府に対する債権の未処理分である。また、第五項の請求も①有価証券②日本系通貨③被徴用韓国人の未収金④戦争による被徴用者の被害に対する補償⑤韓国人の対日本政府請求(恩給関係及びその他)⑥韓国人の対日本人又は法人請求(韓国人の日本の生命保険会社に対する請求)に分けられた。第五項は有価証券の一部と、韓国銀行の保有分を請求した日本系通貨を除いて、個人の請求権である。日本側は基本的にこれらの請求権を認めたものの、部分的に韓国側の請求を拒否した。例えば、第五項の⑤に該当する韓国人個人の恩給に対する韓国側の請求について、日本側は日本の恩給法が根本的に日本国籍所持者を対象とするものであることや、恩給は受取人に直接渡す

ことになっていることを理由に、韓国籍所持者に対する恩給の支払いを認めなかった。それに対して、韓国側は恩給法の国籍規定は韓国人のように戦後処理の過程で日本国籍を離脱したものを想定していないと主張した。また、第五項の①にあたる有価証券についても、日本側は韓国人個人あるいは法人の所有分とそれ以外の分(閉鎖機関、日本の在外会社、総督府通信部の所有分と見なすべきもの)に区分して、前者の場合で、本人の有価証券所有の事実が証明されるか、現物の証券を提示した場合にのみ応じるという姿勢をとった。⁽²³⁾

これらの問題も含めて、第二項と第五項の請求については、韓国側の説明及びそれに対する日本側の質疑が一段落した後、一九六二年二月一三日から開かれた専門委員会の日韓双方のもっている資料を検討することになった。しかし、三月中旬に請求権問題の一挙進展を目指した小坂・崔徳新外相会談が予定されていたため、同委員会は二月二七日までに僅か四回しか開かれず、韓国側の請求額を確定させるのに十分な資料の検討も討議も尽くされなかった。

個人の請求権とは対照的に、それ以外の請求項目につ

いては日韓双方の主張が正面から対立した。まず、第一項の地金及び地銀の返還というのは、韓国側の説明によると、植民地期の朝鮮において中央銀行的な役割を果たした朝鮮銀行が朝鮮銀行券を発行する際、その基金として日本紙幣や朝鮮で産出された金を使用しており、日本銀行との取引を通じて日本に持ち込まれた金あるいは銀行が請求の対象となった。韓国側は朝鮮銀行と日本銀行との金銀の売買行為において、①金銀が不当に安い価格で取引されたこと、②そのような売買が「不自由な雰囲気」の中で、自由意志によらずに行われたとその取引の不当性を主張して、朝鮮から日本に流出した金銀の返還を請求した。⁽²⁴⁾この韓国側の請求の根底には、植民地期の朝鮮経済は日本経済に隷属させられていたのであり、朝鮮銀行を通じて朝鮮産出の金銀の大部分を日本に搬出されたことはその象徴であるという認識があった。韓国側が地金銀の返還を第一項に掲げたのも、この請求に日本の朝鮮支配の不当性に対する追及が含まれているからであつた。

これに対して、日本側は韓国側のいう「不自由な雰囲気」を一九三〇年代からの戦時統制経済の時期について

のみ認めつつも、金銀の取引自体は正当であつたと主張したうえで、この請求を法的根拠のない政治的なものであると断じて、受け付けなかつた。⁽²⁵⁾第一項についての日韓の対立は「久保田発言」に象徴されるような、日本の植民地支配認識をめぐる激しい討議の延長線上にあつたといえる。

第三項については先に述べたように、米軍政法令第三号の解釈の問題として第五次会談で討議されており、第六次会談では韓国側は第三項の説明を留保したために、この項目は討議されなかつた。

第四項は植民地期に朝鮮に本社があつた法人の在日支店の財産に対する返還請求である。韓国側の説明によると、戦前の朝鮮に本社をおく法人はすべて韓国籍をもつ法人であり、日本においてSCAPの指令などによって処分された財産のうち、そのような法人の財産と認められるものは韓国に返還されなければならないということであつた。しかし、日本側は第六次会談第六回会合で第四項に対する見解を文書化し、全面的な反論を展開した。すなわち、①法人の財産は究極的にその構成員(株主など)の私有財産である。日本側は国際法における私有財

産尊重の原則を順守しており、たとえ法人の国籍が韓国に移転したとしても、その在日支店の財産を韓国に返還すべきだとは考えられない、②南朝鮮における米軍政庁の法令による日本財産の処分及び日本におけるSCAPの指令による在日財産の処分は相互の領域に効力を及ぼすものではないと、日本側は主張したのである。⁽²⁶⁾

これに対して、韓国側は翌第七回会合で文書によって、再び第四項の請求権を主張した。韓国側はその文書を通じて、①植民地期の朝鮮は内地法の適用範囲の外にあり、「韓国法人」は朝鮮において施行された法律に基づいて設立されたものであり、同法人の在日財産に対する所有権は戦前から存在している、②米軍政庁の法令三三号は在朝鮮日本人財産の処分に關するものであり、この問題に影響を及ぼさない、③SCAP指令による特定機関の閉鎖あるいは清算は戦争遂行に協力した機関を対象にしたものであり、日本に利得を与えるための処置ではないので、同指令によって在日財産が日本に帰属することはあり得ないと主張した。⁽²⁷⁾ここで、韓国側は②によって、請求の根拠として米軍政庁法令第三三号を持ち出さないことを明確にした。また、③の主張からは、敗戦国日本

の戦後処理において日本が利益を得ることがあってはならないという、韓国側の日本の戦後処理に対する基本認識が伺える。

しかし、植民地期の朝鮮に本社をおいた法人を解放時から遡及して韓国籍の法人とし、その在日支店財産を韓国の財産として返還を請求するという論理は強引であり、その点はアメリカも認めていた。そして、第一次会談において、日本側の対韓請求権に激怒した韓国側がアメリカに対日平和条約第四条の公式解釈の提示を依頼した際、対韓請求権が対日平和条約第四条b項に違反するという見解をアメリカが公式化できなかった最大の理由は、それによって逆に日本側がアメリカに、韓国側の対日請求八項目第四項の請求の妥当性を照会してきた場合、アメリカはその不当性を明らかにせざるを得ないところであったのである。⁽²⁸⁾

結局この請求については先述した専門委員会で、韓国側の請求権の対象となる法人の財産処分状況について日本側が提出した資料が検討されたが、討議らしい討議はされなかった。

最後に、第六項は現在の戦後補償運動との関連で注目

すべき問題を提起している。すなわち、韓国側は日韓会談で第一項から第五項までに含まれる請求権の問題が解決された後も、日韓会談で提起されなかった対日請求権を「当然の権利として」韓国人が個別的に行使できるようにすべきだと主張したのである。これに対して、日本側は私有財産尊重の原則を順守すると強調しつつも、第六項のような内容を条文化する必要はなく、韓国の自然人及び法人の請求権問題は日韓会談で一切解決されるべきであると主張した⁽²⁹⁾。日本側のこのような主張は「日韓条約で補償問題は解決済み」という、今日に至るまで日本政府が堅持している戦後処理問題に対する見解そのものであった。

以上のような討議の検討を通じて、韓国側の対日請求権は全体としては「植民地支配の清算」を目的としたとしても、個別的には個人の請求権と見なし得るもの(第二項、第五項)から日本の植民地支配による朝鮮からの経済的収奪を指摘して、その不当性をも主張するもの(第一項)や将来予想される個人の請求権行使を保護するもの(第六項)に至るまで、様々な根拠からなるものであった。このように対日請求権は日本の朝鮮支配や

戦後補償問題についての重要な問題提起を含んでいたが、その一方で、請求の論理や内容が討議を通じて変化したものもあった(第四項、第六項)。これに対して、日本側は請求権を名目とする金銭供与を極力抑制する立場から、対日請求権のなかでも個人的なもの、さらにそのうち資料による十分な裏付けのある請求に対してのみ支払いに応じ、その他の請求権を一切認めようとしなかった。このように、対日請求権の具体的討議を通じて、帰属財産の取得との関係を否定したうえで賠償要求に準ずる請求権を主張した韓国側と、それに対してあくまで法律論と「証拠主義」で対処しようとした日本側という構図が浮き彫りになったといえよう。

おわりに

対日請求権の具体的討議の歴史の意味

一九四五年の日本敗戦から一九六五年の日韓条約締結及び発効までの日韓関係史において、また一九五二年二月から始まった請求権交渉の過程において、第五次会談及び第六次会談で行われた対日請求権の具体的討議は、日韓間の財産請求権問題について当事国の代表がそれぞ

れの主張をぶつけあった唯一の機会であった。すなわち、それは一九五〇年代の原則的対立の段階から一九六〇年代の実務的対話の段階へ請求権交渉が大きく前進したことを意味した。そして、対日請求権の具体的討議による日韓間に存在するギャップの確認は、一九六二年三月の小坂・崔徳新外相会談から、同年八月から始まる予備折衝をへて、一月の大平・金鍾泌合意に至るまでの政治的妥結の段階に向けて、日韓そしてアメリカがその妥結線を模索するうえで必要不可欠の作業であった。したがって、この討議を「単なる交渉経緯のひとこま」と断じるのはその歴史の意味の過小評価であるといえる。⁽³⁰⁾

しかしながら、請求権問題をめぐる日韓間の主張のギャップは余りにも大きかったといわざるを得ない。一九六二年一月二〇日及び一月一二日の大平・金会談に至るまでの予備折衝の段階で提示された具体的な金額は、日本側が一億五千万ドル、韓国側が六億ドルであった。⁽³¹⁾ この金額の差は請求権問題に対する日韓間の認識の差にほかならなかった。こうして、実務者レベルにおける日韓間のギャップが再確認された後に、政治的実力者による妥結が図られた。ただし、それは日本の対韓経済協力

資金の規模と韓国の経済開発資金の規模との擦り合わせによって実現したのであり、日韓間の請求権をめぐる認識の差はそれによって狭まったとはいえなかったのである。

したがって、韓国人個人の対日請求権問題の進展は日韓条約締結以後、韓国及び日本を中心とする民間団体の活動に委ねられてきた。しかしながら、現在の日韓関係において、いわゆる戦後補償ないし戦後処理問題は依然としてその後方に押しやられている状態にある。日本にしても、韓国にしても、国益優先の観点からこの問題に取り組むならば、一九六〇年代の構図を打破するのは困難である。日韓関係、そして日朝関係をより良きものにするために必要なことは、まず相互の認識においてギャップのある問題について対話を継続することであり、国益の観点を相対化し得るリジジョナルな、あるいは人道的観点からの外交という発想である。

(1) 日韓会談は通常次のように時期区分される。予備会談

一九五一年一月〜二月、第一次会談一九五二年二月〜

四月、第二次会談一九五三年四月〜七月、第三次会談一九

- 五三年一〇月、第四次会談一九五八年四月〜一九六〇年四月、第五次会談一九六〇年一〇月〜一九六一年五月、第六次会談一九六二年一〇月〜一九六四年六月、第七次会談一九六四年二月〜一九六五年六月。なお、請求権交渉全体を通じて、韓国側が提示した「対日請求八項目」の内容が具体的に討議されたのは第五次及び第六次会談のときのみであった。その意味で本稿で取り扱う一九六〇年一〇月から一九六二年三月までの討議を「具体的」と称した。
- (2) 佐々木隆爾「いまこそ日韓条約の見直しを」『世界』五八〇〜一九九三年四月)。
- (3) 高崎宗司「日韓条約で補償は解決したか」『世界』五七二〜一九九二年九月)、同『検証 日韓会談』岩波書店(新書)一九九六年。
- (4) 李元徳『日本の戦後処理外交の一研究―日韓国交正常化交渉(一九五―一六五)を中心に―』(東京大学大学院総合文化研究科 国際関係論専攻 博士学位論文一九九五年)、同「日韓請求権交渉過程(一九五―一六二)」の分析―日本の対韓政策の観点から―』『法学志林』九三―一九九五年一月)。
- (5) 大蔵省財政史室編『昭和財政史 終戦から講和まで(第一巻 総説、賠償・終戦処理)』東洋経済新報社 一九八四年 二一六頁。
- (6) 塚本孝「韓国の対日平和条約署名問題―日朝交渉、戦後補償問題と関連して」『レファレンス』一九九二年三月)。
- (7) 金東祚(林建彦訳)『韓日の和解 日韓交渉一四年の記録』サイマル出版会 一九九三年 六頁。また、これに先立つ一九五一年四月三日に行われた吉田・ダレス会談において、日本側は「韓国と平和条約(Korea and the Peace Treaty)」という文書をアメリカ側に提出して、韓国の平和条約署名に反対した(太田修「李承晩政権の対日政策―対日賠償問題を中心に」『朝鮮史研究会論文集』三四 一九九六年一〇月、六八頁)。
- (8) 日本側はこの論拠として一九〇七年にオランダのハーグで署名された「陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約」第四六条を挙げた。
- (9) このような日本側の主張は一九五二年の日華交渉において日中間の賠償問題を討議した際、国民政府による中国領内の日本財産の接収のみによってこの問題を解決しようとした事例に通ずるところがある。例えば、劉波「戦後日中関係における戦争賠償問題―国民党政府の対日賠償処理問題を中心に―」『法と政治』四六一―一九九五年三月)などを参照。
- (10) 大韓民国外務部政務局『対日賠償要求調書』一九五四年、三九一頁。
- (11) 一九五七年になって、日韓会談再開のための交渉が行われた背景として、一九五六年一二月に在外財産審議会の答申が出されて、朝鮮で私有財産を没収された人々に対する補償の展望が出てきたことが挙げられる(高崎『検証・日韓会談』七六頁)。

- (12) 大韓民国政府『韓日会談白書』一九六五年 四四〜四六頁。
- (13) 第一次会談時、第六項は「韓国法人又は韓国自然人所有の日本法人の株式又は其他証券を法的に証明すること」となっている。註(一七)に同じ。
- (14) 大韓民国政務局亞州課『韓日会談の概観及び諸問題』一九六一年(吉澤推定) 一一二頁。
- (15) 前掲『韓日の和解』 一二五頁。
- (16) 前掲『韓日会談の概観及び諸問題』 一一〇〜一二一頁。
- (17) 前掲『対日賠償要求調書』 三七七〜三七八、五一九〜五二三頁。
- (18) 大韓民国外務部政務局『第五次韓日会談予備会談會議録』一〇四〜一〇五頁。
- (19) 同前、一〇八頁。
- (20) 同前、一九二〜一九三頁。
- (21) 山田昭次「日韓条約の今日の問題点」『世界』五六七—九九二。
- (22) 管轄権問題とは半島北半部の請求権をめぐる問題であり、韓国側がその請求権を主張したのに対して、日本側は韓国政府の施政権が休戦ライン以北に及ばないことを理由に韓国側の主張を否定した。また、換率問題とは例えば確定債権としての上海ドルの返還請求において、韓国側が当時のレートとして一ドル＝一五円による換算を主張していた問題を指す。
- (23) 大韓民国外務部政務局亞州課『第六次韓日会談會議録(Ⅱ)』一七一〜一七六頁。また、一九六二年一月二十九日の厚生省援護局援護課長が各都道府県民生部長らに宛てた通達によれば、朝鮮人に対する傷病者戦没者遺族等援護法の適用は彼らの日本への帰化を条件としていた。
- (24) 大韓民国外務部政務局亞州課『第六次韓日会談(平和線・一般請求権・船舶)委員会會議録(二月二二日現在)』(以下『會議録Ⅰ』とする) 一〇九〜一一一頁。
- (25) 同前、一三三、一三八頁。
- (26) 同前、一九二〜一九六頁。
- (27) 同前、二二七〜二二九頁。
- (28) 李鍾元「韓日会談とアメリカ」『不介入政策』の成立を中心に、『國際政治』一〇五—一九九四年) 一六八〜一六九頁。
- (29) 前掲、『會議録Ⅰ』二五六〜二五七頁。
- (30) 前掲高崎「日韓条約で補償は解決したか」四六頁。
- (31) 大韓民国外務部政務局亞州課『第六次韓日会談會議録(Ⅲ)第二次政治会談予備折衝(一九六二・八・二二)』一九六二・二二・二五) 四二〜四六頁。

(一橋大学大学院博士課程)